

武部組武部中隊トノ勢力争ヒニシテ望月ハ武部ヲ背景ト
シテ岩田ノ勢力カラ一掃セント圖リツ、アル模様ナリ
如及申(員)取扱也

別記

拍球隊ハ去ル四月付迄春活明自便物カ九十九号ヲ存シ要求書押見任ト又又在任ノ理由依リ要求書右ノ
難ク天

- 一、青社解散整理部員至手取等ハ他ニ兼任セシメテモアリ貴方代表者トシテ認ムトモ然ラス
- 二、整理部員ノ解任者中ノ八貴方ニ対シ要求ニ因テ兼任ヲ消シテ貴方代表者トシテ申出テモ然ラス

六、貴方代表者ニ解任ノ理由ハ依リ貴社解散セシメノ付法規ノ定ムルニ依リ解任ナ
キ全ク支給シ難ク又他ノ解任職ニ対シテモ同様ナルト

望月一平代 山本 一二
被通告人宮越信一 中 友

9.10.20
238

号秋第三六八第

昭和五年十月十六日

警視總監

丸山 鶴吉

内務大臣安達謙藏
社会局長 官 殿
大坂府会川府縣知事 殿

又と新内社ノ職工等ノ解雇問題ニ關スル件 (第3報)

要旨 十月十日元職工松藤三六社首望月一平ニ傷害シ
加ヘシル後自害ス

標記ノ件ニ付テハ既報ノ如ク其ノ後傷害事件ヲ惹起スルニ至リ (1)